

第130期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時

開催場所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号

当行本店9階会議室

（裏表紙のご案内略図をご覧ください。）

議決権行使期限 平成24年6月21日（木曜日）午後5時



 **岩手銀行**

The Bank of Iwate, Ltd.

証券コード：8345

目次

P 1 第130期定時株主総会招集ご通知

(株主総会参考書類)

P 3 第1号議案 剰余金の処分の件

P 4 第2号議案 取締役2名選任の件

P 5 第3号議案 監査役3名選任の件

P 7 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

P 7 第5号議案 役員賞与支給の件

(添付書類)

P 8 事業報告

P 25 計算書類

P 39 連結計算書類

P 56 監査報告書

P 59 インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて
株主総会会場ご案内略図

証券コード 8345

平成24年6月1日

株 主 各 位

岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
株式会社 **岩手銀行**
取締役頭取 高橋真裕

第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

昨年3月の東日本大震災により被災された皆さまに謹んでお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、当行第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。平成24年6月21日（木曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月22日（金曜日）午前10時
2. 場 所 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
当行本店 9階会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第130期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
 2. 第130期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役3名選任の件
- 第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時までに到着するようご送付ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

当行指定の議決権行使サイト（<http://www.evot.jp/>）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、後記（59頁から60頁まで）の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認いただき、平成24年6月21日（木曜日）午後5時までに行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の取扱い

郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

また、インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。

以 上



- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の内容を当行ホームページ（<http://www.iwatebank.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第130期の剰余金の処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境ならびに今後の事業展開を総合的に勘案し、株主の皆さまへ安定的な配当を継続する見地から、以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分を実施させていただきますと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式1株につき金30円 総額 550,853,460円

(注) 中間配当を含めた当事業年度の年間配当は、1株につき60円
となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年6月25日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 3,300,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 3,300,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

取締役 工藤和彦氏、井沢良治氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、取締役 工藤和彦氏、井沢良治氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当行定款の規定により、在任取締役の任期満了の時であります平成25年開催の定時株主総会終結の時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

取締役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数	当行との 特別の 利害関係
1 (※)	あらみち やすゆき 荒道 泰之 (昭和31年9月23日生)	昭和56年4月 当行入行 平成17年4月 同 本町支店長 平成19年10月 同 宮古中央支店長 平成22年4月 同 仙台営業部長 平成22年7月 同 執行役員仙台営業部長(現任)	1,000株	なし
2 (※)	かとう ゆいいち 加藤 裕一 (昭和32年5月16日生)	昭和55年4月 当行入行 平成17年10月 同 都南支店長 平成20年7月 同 久慈中央支店長 平成22年7月 同 人事部長 平成23年7月 同 執行役員人事部長(現任)	1,400株	なし

(注) (※) 印は新任の取締役候補者であります。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役4名のうち、成田行穂氏、竹内重徳氏、畑山尚三氏の3名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

監査役候補者

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数	当行との 特別の 利害関係
1	なりた ゆきお 成田 行穂 (昭和28年6月26日生)	昭和51年4月 当行入行 平成13年10月 同 山田支店長 平成17年6月 同 事務管理部長 平成18年7月 同 経営管理部長 平成20年4月 同 リスク管理部長 平成20年7月 同 理事リスク管理部長 平成21年7月 同 執行役員リスク管理部長 平成22年6月 同 常勤監査役(現任)	700株	なし
2 (※)	みやだて ひさき 宮舘 壽喜 (昭和24年8月28日生)	昭和49年4月 岩手県入庁 平成16年4月 同 企業局経営総務室長 平成17年4月 同 久慈地方振興局長 平成19年4月 同 盛岡地方振興局長 平成20年2月 岩手県副知事 平成24年2月 同 退任	0株	なし

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当行における地位および重要な兼職の状況	所有する 当行の 株式の数	当行との 特別の 利害関係
3 (※)	おぼら しのぶ 小原 忍 (昭和33年3月16日生)	昭和55年4月 北海道放送株式会社入社 平成2年12月 株式会社岩手めんこいテレビ入社 平成16年6月 同 取締役 平成17年6月 株式会社マ・シェリ代表取締役社長（現任） 平成18年6月 株式会社岩手めんこいテレビ常務取締役 平成21年6月 同 専務取締役（現任） (重要な兼職の状況) 株式会社岩手めんこいテレビ専務取締役 株式会社マ・シェリ代表取締役社長	0株	後記欄外 (注) 2. を ご参照くだ さい

(注) 1. (※) 印は新任の監査役候補者であります。

2. 当行は、小原 忍氏が専務取締役を務める株式会社岩手めんこいテレビ、および代表取締役社長を務める株式会社マ・シェリに対し、貸出金等の取引があります。他の候補者と当行との間には特別の利害関係はありません。

3. 宮舘壽喜氏、小原 忍氏は社外監査役候補者であります。

4. 社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。

(1) 宮舘壽喜氏は、前岩手県副知事としての豊富な経験や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていたため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

同候補者は、過去において会社経営の経験はありませんが、上記の経験と識見により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

(2) 小原 忍氏は、経営者としての豊富な経験や幅広い識見を当行の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

5. 小原 忍氏につきましては、戸籍上の氏名は田中 忍でありますが、職業上使用している氏名で表記しております。

第4号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を辞任されます工藤和彦氏、井沢良治氏の2名、および監査役を退任されます竹内重徳氏、畑山尚三氏の2名に対し、在任中の労に報いるため、当行所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、それぞれの具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
工藤 和彦 <small>くどう かずひこ</small>	平成17年6月 当行取締役仙台営業部長 平成19年6月 当行常務取締役（現任）
井沢 良治 <small>いざわ よしはる</small>	平成21年6月 当行取締役総合企画部長 平成22年6月 当行取締役東京営業部長（現任）
竹内 重徳 <small>たけうち しげのり</small>	平成20年6月 当行社外常勤監査役（現任）
畑山 尚三 <small>はた やま しょうぞう</small>	平成18年6月 当行社外監査役（現任）

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役12名（うち社外取締役3名）および監査役4名、ならびに当期中に退任しました取締役2名、監査役1名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額2,020万円（取締役分1,542万円、社外取締役分93万円、監査役分385万円）を支給することといたしたいと存じます。

なお、前期は東日本大震災の発災を考慮し、前年比30%減額した支給としましたが、当期においても減額後の前年実績と同水準としております。

以上

第130期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過および成果等

① 企業集団の主要な事業内容

企業集団は、当行、子会社1社、関連会社3社で構成され、銀行業務を中心に、事務代行業務、電算機処理受託業務、リース業務、クレジットカード業務、信用保証業務などの金融サービスを提供しております。

② 金融経済環境

平成23年度のが国経済の動向をみますと、東日本大震災後の供給面の制約が急速に改善され、生産や輸出は夏場にかけて回復の動きが明確となりました。しかしながら、秋以降はタイの洪水被害の影響による生産の停滞や、欧州債務問題等を背景とした海外経済の減速と歴史的な円高による輸出の落ち込みが景気を押し下げ、国内景気の回復は足踏み状態となりました。

この間の需要項目の動きをみますと、個人消費は雇用・所得環境の改善の動きが鈍く、デフレによる節約志向・低価格志向が依然として続くなか、震災による自粛ムードが徐々に緩和され底堅い動きとなりました。民間設備投資は被災した工場や設備の復旧投資に加え、生産ラインの増設などにより増加の動きとなりましたが、住宅投資においては住宅エコポイントの終了に伴う駆け込み需要の反動などから減少に転じております。輸出につきましては、欧州経済の停滞やアジア経済の成長鈍化等を背景に弱含みの展開となりました。

当行が主たる営業基盤とする岩手県の県内経済につきましても、震災直後に大幅に低下した生産活動は内陸部の生産施設やサプライチェーンの急速な復旧から持ち直しの動きがみられましたが、秋以降は自動車など輸出関連業種を中心に生産が一服したことから弱含んで推移いたしました。

平成24年度は被災した沿岸市町村や県の復興計画が本格始動する復興元年であり、県内経済は復興事業の実施に伴う直接・間接の波及効果による景気の押し上げが期待されております。

観光産業に目を向けますと、平成23年6月に岩手県民が待ち望んだ「平泉」の世界文化遺産登録が実現し、復興に向けてのシンボルともいえる灯明が大きく輝きを放ちました。さらに、平成24年4月からは、JRグループによる国内最大規模の観光キャンペーン(「デスティネーションキャンペーン」)が本県で単独開催され、沿岸被災地への復興バスツアーの運行も企画されるなど、平泉の世界文化遺産登録効果とも相まって、震災で落ち込んだ本県観光の起爆剤になるものと見込まれております。

金融機関を取り巻く環境をみますと、海外では欧州債務問題に対する懸念から先行き不透明感の高まり、国内においては企業・家計の資金需要の低迷と貸出金利の低下など依然として厳しい状況が続いております。また、復興資金への対応や成長分野への支援など円滑な金融仲介機能を提供していくためにも、自己資本の充実や安定的な収益基盤の構築、リスク管理の一層の向上が求められております。

金融市場におきましては、短期金利は日本銀行による潤沢な資金供給が続き資金余剰感が強いなか、長めのターム物を含めて金利は0.1%を下回る水準で推移いたしました。また、長期金利は株価が強含む場面では幾分上昇したものの、概ね1%前後の水準となりました。

株式市場では、日経平均株価は米欧株価の動向につれて軟調に推移し、8千円台前半まで下落する場面もありましたが、平成24年2月以降は米国の経済指標改善や為替が円安方向に推移したことを背景に上昇傾向に転じ、年度末には1万円台の水準まで反発しております。

外為市場では、円の対米ドル相場は米国の景気減速懸念等から一時は75円台まで円高が進みましたが、日本銀行の追加金融緩和や米国の経済指標の改善を映じた日米金利差の拡大を受けて、年度末には83円前後の水準となりました。

③ 事業の経過および成果

このような金融経済環境のなかで、当行は株主の皆さまとお取引先のご支援のもと、役員が一体となって震災からの復興とともに収益力の強化と経営の効率化に努めました結果、次のような営業成績を収めることができました。

預金等（譲渡性預金を含む）は、懸賞金付定期預金「おたのしみ定期“夢開運”」に加え「いわてデスティネーションキャンペーン応援定期預金『力は無限大』」が好調に推移したほか、震災に係る交付金の歩留まりや保険金等の流入などもあって、個人預金および公金預金を中心に増加したことから、期中5,684億円増加し、期末残高は2兆9,557億円となりました。

預り資産は、コールセンターを活用したテレマーケティングによる医療保険の販売を開始したほか、金融商品仲介業務の取扱店舗の拡大に努めましたが、震災の影響と欧州債務危機による投資環境の悪化を背景として投資マインドが低下したことなどから、預り資産全体の残高は期中12億円減少し2,402億円となりました。

貸出金は、個人向け貸出が減少したものの、公共向け貸出および法人向け貸出が増加したことから、期中447億円増加し、期末残高は1兆5,183億円となりました。

有価証券は、運用資金の増加に伴い、国債などの債券の買入れを増加させたことなどから、期中1,053億円増加し、期末残高は1兆1,090億円となりました。

収益動向をみますと、経常収益は、有価証券利息が増加した一方、貸出金利息が利回りの低下を主因に減少したことなどから資金運用収益が減少したほか、有価証券売却益の減少もあって、前期対比9億20百万円減の459億14百万円となりました。

経常費用は、預金利息の利回り低下による資金調達費用の減少に加え、信託受益権を含めた有価証券の売却損が減少したほか、引き続き経費の節減に努めたことなどから、前期対比20億66百万円減の359億5百万円となりました。

この結果、経常利益は前期対比11億46百万円増の100億8百万円となりました。また、当期純利益は震災関連の特別損失がなくなったことなどから前期対比37億97百万円増の49億6百万円となりました。

店舗関係につきましては、東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸部の8カ店のうち、6カ店はフルバンキング業務が遂行可能な環境を整備した仮店舗等へ移転し営業を再開したほか、残る2カ店についても近隣地区の支店内へ移転し、同一建物内において複数店舗が営業する形態（支店内支店）により営業を再開いたしました。なお、期末における店舗数は109カ店（うち出張所1カ所）、店舗外現金自動設備は220カ所となりました。

④ 対処すべき課題

当行では、震災復興計画「いわぎん震災復興プラン～地域社会の再生をめざして～」(平成23年4月～25年3月)を策定し、地域と一体となった復興に向けて取組んでおります。

本計画は、地域社会・経済の復興に貢献するとともに、一層健全な財務体質と効率的な収益構造を構築することを目的としており、地域の復興を金融経済面で牽引するためにも、計画期間である2年で大震災による負の影響を一掃し、巡航速度の業績に戻すことをめざしております。

平成23年度は、計画推進に役職員一丸となって取組んだ結果、当初の予想を上回る利益水準を確保することができましたが、最終年度である平成24年度が正念場であると認識しており、計画の完遂に向けてひたむきにスピードをもって取組んでいきたいと考えております。

大震災による被害は甚大であり、地域経済も大きな影響を受けておりますが、健全な財務基盤を活かし、地域金融機関の本来的使命である地域への安定的かつ良質な資金供給に積極的に取り組むことはもちろん、ソリューション機能など当行が持つ能力を最大限に発揮し、地域の復興に着実に貢献していくことが、地域銀行としての当行の役割であると考えております。

当行は本年5月、おかげさまで創立80周年を迎えることができました。「地域社会の発展に貢献する」「健全経営に徹する」という創業以来の経営理念のもと、地域との共存共栄をめざし、地域の復興に貢献するなかで、業績の向上に全力を傾注してまいり所存でありますので、益々のご愛顧とお引立てを賜りますようお願い申し上げます。

(2) 企業集団および当行の財産および損益の状況

イ 企業集団の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
連結経常収益	546	508	468	459
連結経常利益	△89	82	88	100
連結当期純利益	△46	52	11	49
連結純資産額	1,216	1,410	1,361	1,468
連結総資産	24,219	25,284	25,926	31,770

□ 当行の財産および損益の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
預 金	21,441	22,465	23,190	25,848
定期性預金	11,224	11,443	11,484	11,636
その他	10,216	11,021	11,705	14,212
社 債	200	200	200	－
新株予約権付社債	144	136	117	104
貸 出 金	14,025	14,285	14,735	15,183
個人向け	3,331	3,380	3,391	3,348
中小企業向け	4,720	4,534	4,596	4,669
その他	5,974	6,371	6,748	7,165
商品有価証券	0	－	0	－
有 価 証 券	8,688	9,395	10,034	11,087
国 債	2,600	2,936	3,484	3,866
地 方 債	1,591	1,920	2,133	2,398
その他	4,496	4,538	4,415	4,822
総 資 産	24,216	25,281	25,923	31,766
内国為替取扱高	165,564	158,096	158,063	181,466
外国為替取扱高	百万ドル 1,038	百万ドル 966	百万ドル 1,975	百万ドル 262
経 常 利 益 (又は経常損失)	百万円 △8,919	百万円 8,225	百万円 8,883	百万円 9,984
当 期 純 利 益 (又は当期純損失)	百万円 △4,660	百万円 5,239	百万円 1,132	百万円 4,886
1株当たりの当期純利益 (又は1株当たりの当期純損失)	円 銭 △252 20	円 銭 283 73	円 銭 61 39	円 銭 265 67

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たりの当期純利益(又は1株当たりの当期純損失)は、損益計算書上の当期純利益(又は当期純損失)を、期中の平均発行済株式数(自己株式を控除)で除して算出しております。

3. 平成23年度の外国為替取扱高は、居住者との間で行う外貨預金取引や外貨貸付(インパクト・ローン)を除いた金額で記載しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	銀 行 業	その他事業	銀 行 業	その他事業
使 用 人 数	1,512人	11人	1,526人	19人

(注) 使用人数は在籍者ベースであり、臨時雇員および嘱託は含まれておりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 当行の主要な営業所および営業所数

国内：本店営業部、八戸営業部、仙台営業部、東京営業部、ほか105店（前年度末109店）

(注) 1. 東日本大震災の被害により営業を一時休止した沿岸部の8カ店については、下記のとおり営業を再開しております。

① 新店舗・仮店舗への移転（6カ店）

店 舗 名	所 在 地
高 田 支 店	岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里4番地3
大 船 渡 支 店 (仮 店 舗)	岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前59番地の6 (ヤチビル内)
大 槌 支 店 (仮 店 舗)	岩手県上閉伊郡大槌町小鎗27地割3番4号 (S Cシーサイドタウンマスト内)
山 田 支 店 (仮 店 舗)	岩手県下閉伊郡山田町八幡町12番9号 (旧県立山田病院内)
野 田 支 店 (仮 店 舗)	岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地 (野田村役場内)
気 仙 沼 支 店 (仮 店 舗)	宮城県気仙沼市古町一丁目6番22号 (旧ジブラルタ生命保険ビル内)

② 近隣地区支店内への移転（2カ店）

店 舗 名	所 在 地
はまゆり支店	岩手県釜石市鈴子町15番7号（当行釜石支店内）
宮 古 支 店	岩手県宮古市末広町7番20号（当行宮古中央支店内）

※ 上記2カ店については、同一建物内において複数店舗が営業する形態（支店内支店）となっております。

2. 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を220カ所（前年度末229カ所）設置しております。なお、以下の4カ所の店舗外現金自動設備については、東日本大震災の被害等により営業を休止しております。

(市町村名)	(店舗外現金自動設備設置箇所)
盛岡市	中三盛岡店
釜石市	釜石市役所、浜町
宮古市	鍬ヶ崎

海外：該当事項はありません。

(ロ) 当年度の当行の新設営業所

該当事項はありません。

(注) 上記のほか、次の店舗外現金自動設備を設置および廃止いたしました。

① 当年度中に設置した店舗外現金自動設備（7カ所）

マイヤ赤崎店（大船渡市）	マイヤ滝の里店（陸前高田市）
マイヤアップロード店（陸前高田市）	大町（釜石市）
シーサイドタウンマスト（大槌町）	山田町役場（山田町）
八幡町（山田町）	

② 当年度中に廃止した店舗外現金自動設備（16カ所）

薬王堂向中野店（盛岡市）	ジョイフルタウンみたけ（盛岡市）
館坂（盛岡市）	川岸（北上市）
遠野市役所（遠野市）	ショッピングプラザマイヤ（大船渡市）
三陸支所（大船渡市）	マイヤ高田店（陸前高田市）
リプル（陸前高田市）	釜石市保健福祉センター（釜石市）
吉里吉里（大槌町）	ジョイス大槌店（大槌町）
大槌ショッピングセンター（大槌町）	県立大槌病院（大槌町）
宮古市役所（宮古市）	ジョイス山田店（山田町）

(ハ) 当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

該当事項はありません。

(二) 当行が営む銀行代理業者等の状況

該当事項はありません。

□ その他事業

いわぎんビジネスサービス株式会社：本社（盛岡市）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金 額
銀 行 業	1,365
そ の 他 事 業	—
合 計	1,365

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内 容	金 額
銀 行 業	1. ソフトウェアの導入・更改	322
	2. 高田支店ほか5店舗の新築等	278
	3. 本店・別館自動火災報知機更改	108
	4. A T M等の新設・更改	107
	5. 本店冷温水発生機の更改	80

(6) 重要な親会社および子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当事項はありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
いわぎんビジネス サービス株式会社	盛岡市中央通 一丁目2番3号	現金の精算・ 整理業務等	昭和54年 9月4日	10百万円	100.00%	—

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称A C S)を行っております。

2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび預入れのサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社イーネット、株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出しおよび現金自動預入れのサービス等を行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

2. 会社役員（取締役および監査役）に関する事項

(1) 会社役員の様況

(年度末現在)

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
高橋真裕	取締役頭取(代表取締役)		
菅野寛	専務取締役(代表取締役)		
斎藤雅博	専務取締役		
工藤和彦	常務取締役		
田口幸雄	常務取締役		
坂本修	常務取締役		
井沢良治	取締役(東京営業部長)		
佐藤克也	取締役(営業統括部長)		
岩田圭司	取締役(総合企画部長)		
安田善次	取締役(社外役員)	関東自動車工業株式会社 相談役	
三浦宏	取締役(社外役員)	株式会社岩手日報社 代表取締役社長	
高橋温	取締役(社外役員)	住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役	
成田行穂	常勤監査役		
竹内重徳	常勤監査役(社外役員)		
畑山尚三	監査役(社外役員)	弁護士	
安達孝一	監査役(社外役員)	弁護士	

- (注) 1. 平成23年6月24日開催の第129期定時株主総会終結の時をもって取締役吉田政司氏、取締役(社外役員)鷺尾幸司氏、監査役田中利見氏は退任いたしました。
2. 常勤監査役(社外役員)竹内重徳氏、監査役(社外役員)畑山尚三氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	14名	239 (108)
監 査 役	5名	46 (15)
計	19名	286 (123)

(注) 1. 支給人数には、平成23年6月24日開催の第129期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役1名が含まれております。

2. 上記には、当年度に繰入した役員退職慰労引当金87百万円（取締役78百万円、監査役9百万円）、役員賞与引当金28百万円（取締役23百万円、監査役5百万円）および当事業年度中に退職した役員に支払った退職慰労金と当該役員に対する過年度の役員退職慰労引当金との差額7百万円（取締役7百万円）を含めており、これらの額を括弧内に内書きしております。

3. 上記報酬等のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬として41百万円（使用人分給与34百万円、使用人分賞与7百万円）を支給しております。

また、第129期定時株主総会の決議に基づき、役員退職慰労金36百万円（取締役2名：35百万円、監査役1名：0百万円）を支給することを決定しておりますが、役員退職慰労金には、過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

4. 株主総会で定められた取締役および監査役の報酬限度額は、次のとおりであります。

取締役 月額20百万円以内（第107期定時株主総会決議）

（ただし使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まない）

監査役 月額4百万円以内（第100期定時株主総会決議）

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
安 田 善 次	関東自動車工業株式会社 相談役
三 浦 宏	株式会社岩手日報社 代表取締役社長
高 橋 温	住友信託銀行株式会社 相談役 京王電鉄株式会社 取締役

(注) 上記に掲げる社外役員が業務執行取締役等を兼任している会社と当行とは、通常の銀行取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
安田善次	3年9月	当期開催の取締役会14回のうち13回に出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
三浦宏	2年9月	当期開催の取締役会14回の全てに出席しております。	経営者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
高橋温	9月	平成23年6月24日就任以来開催の取締役会11回の全てに出席しております。	金融機関経営者として豊富な経験と幅広い識見に基づいて、当行の経営全般にわたり、貴重な指摘、意見を述べております。
竹内重徳	3年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会15回の全てに出席しております。	行政経験者としての豊富な経験と幅広い識見に基づいて、適宜質問し意見を述べております。
畑山尚三	5年9月	当期開催の取締役会14回および監査役会15回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。
安達孝一	9月	平成23年6月24日就任以来開催の取締役会11回および監査役会11回の全てに出席しております。	弁護士としての専門的見地から、適宜質問し意見を述べております。

(3) 責任限定契約

該当事項はありません。

(4) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	7名	35 (10)	—

(注) 上記には、当年度に繰入した役員退職慰労引当金6百万円(社外取締役1百万円、社外監査役5百万円)、役員賞与引当金4百万円(社外取締役1百万円、社外監査役3百万円)を含めており、この額を括弧内に内書しております。

(5) 社外役員の意見

上記(1)から(4)の内容に対する社外役員の意見はありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	49,450千株
	発行済株式の総数	19,097千株

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	7,973名
-------------	--------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
ノーザントラストカンパニー(エイブイエフシー)サブアカウントアメリカンクライアント	1,287千株	7.00%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	783	4.26
株式会社三菱東京UFJ銀行	703	3.82
岩手県企業局	611	3.33
岩手県	576	3.13
ノーザントラストカンパニーエイブイエフシーリユーエスタックスエグゼンテッドペンションファンズ	494	2.69
明治安田生命保険相互会社	481	2.61
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	300	1.63
住友生命保険相互会社	300	1.63
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	298	1.62

- (注) 1. 持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行は、自己株式736千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
3. 持株比率は、自己株式を控除して算出してあり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任 あずさ監査法人 指定有限責任社員 今野利明 指定有限責任社員 奥村始史 指定有限責任社員 成田孝行	54	-

- (注) 1. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分していないため、当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。
2. 当年度中に、平成23年3月期英文財務諸表の監査報酬として、有限責任 あずさ監査法人に1百万円を支払いしております。
3. 当行および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は55百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当行は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、会計監査人を解任する方針です。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、信頼性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会計監査人を再任せず、他の会計監査人の選任議案を株主総会に諮る方針です。

7. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

8. 業務の適正を確保する体制

当行の業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役は、当行の経営理念、行動憲章、行動規範等に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を構築いたします。また、反社会的勢力との関係遮断を明確に定め、全役職員に徹底いたします。なお、これらを実現するための具体的手引書として、「コンプライアンスマニュアル」を作成し、具体的実践計画として「コンプライアンスプログラム」を定めております。

コンプライアンス体制としては、常務会に準ずる機関としてコンプライアンス委員会を設置しております。また、コンプライアンス統括部署により法務関連事項の一元管理を行うほか、本部各部および営業店全店に法令遵守担当者を配置しております。一方、内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を制定し、法令違反等が生じた場合の早期対応を図っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）その他の情報は、「簿書保存規程」等に基づき、適切に保存し管理しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、リスク管理の重要性を理解し、その管理プロセスに積極的に関与するとともに、リスク管理が適切に行われるための体制を構築いたします。そのため、リスク管理に関する基本的事項を「リスク管理基本規程」に定めております。

取締役会は、各種リスクの管理方針とリスク管理に係る重要事項の決定を行います。また、各種リスクの統合管理は常務会が行うほか、各種リスク管理の協議機関として、信用リスク委員会、ALM委員会、オペレーショナル・リスク委員会を置いております。

大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明示するため、「緊急時対応マニュアル」を定めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会とともに、取締役会より委任を受けた重要事項を協議・決定する機関として常務会を設置しております。また、取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち複数名は社外取締役とするほか、取締役会の意思決定機能の強化、業務執行の効率化等のため、取締役会の決議により別に執行役員を置いております。

取締役は、「業務執行規程」および「職務権限規程」に定める業務分掌と職務権限に基づきその職務を執行するとともに、使用人の職務に関する権限と責任をこれらの規程に明確にして行う体制としております。

(5) 当行および当行子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行グループの企業集団としての業務の適正を確保するため、当行の取締役の中からグループ会社の役員に就任し、職務の執行状況を監視・監督しております。また、「関連会社管理規程」および「関連会社運営要領」に基づき、関係部署がグループ会社における経営状況等を定期的にモニタリングするなど、グループ運営体制の整備に努めております。

また、連結経営に対応したグループ会社の監視・監督を実効的かつ適正に行うために、当行の内部監査部署による内部監査、当行の監査役による業務監査および会計監査人による外部監査を実施しております。

一方、当行と当行グループ会社間の取引について、「アームズ・レングス・ルール」の徹底を図っております。

また、連結ベースでの財務報告の適正性および信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用を図っております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査業務の補助は、「業務執行規程」に定める部署の所属行員が行っております。また、監査役がその職務を補助すべき専任の使用人を置くことを求めた場合は、業務を十分検証できる能力を有する者を配置し、その人事については取締役と監査役が意見交換することとしております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人が兼任で監査業務の補助を行う場合は、補助すべき期間中は取締役等の執行部門の指揮を離れ、監査役の指示、命令に従うこととしております。

また、取締役は、監査役の職務を補助すべき専任の使用人の人事異動および考課を行う場合には、監査役の意見を求めることとしております。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告しております。また、当行に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令違反、またはその疑いがあるものを発見した場合には、監査役に対し速やかに報告いたします。

取締役および使用人は、監査役が当行の業務および財産の状況を調査する場合、迅速かつ的確に対応し報告しております。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の半数以上を社外監査役とし、対外透明性を担保しております。また、監査役は、内部監査部署および会計監査人と連携し、効率的な監査を実施するよう努めております。

9. 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

10. その他

該当事項はありません。

第130期 (平成23年4月1日から平成24年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	45,890	特別利益	146
資金運用収益	36,884	固定資産処分益	146
貸出金利息	23,071	特別損失	256
有価証券利息配当金	13,335	固定資産処分損失	174
コールローン利息	204	減損損失	81
預け金利息	106	税引前当期純利益	9,874
その他の受入利息	166	法人税、住民税及び事業税	4,020
役員取引等収益	6,141	法人税等調整額	967
受入為替手数料料	2,351	法人税等合計	4,987
その他の役員取	3,790	当期純利益	4,886
その他業務収益	1,562		
外国為替売買益	124		
商品有価証券売買益	3		
国債等債券売却益	1,362		
金融派生商品収益	68		
その他の業務収益	3		
その他経常収益	1,302		
株式等売却益	29		
その他の経常収益	1,272		
経常費用	35,906		
資金調達費用	2,265		
預金利息	1,645		
譲渡性預金利息	70		
コールマネー利息	7		
債券貸借取引支払利息	0		
借入金利息	55		
社債利息	231		
金利スワップ支払利息	256		
その他の支払利息	0		
役員取引等費用	2,469		
支払為替手数料料	388		
その他の役員費用	2,081		
その他業務費用	636		
国債等債券売却損	500		
国債等債券償還損	135		
その他の業務費用	0		
営その他経常費用	27,258		
その他経常費用	3,276		
貸倒引当金繰入額	1,260		
貸出金償却	5		
株式等売却損	1,075		
株式等償却	697		
金銭の信託運用損	5		
債権売却	6		
その他の経常費用	225		
経常利益	9,984		

第130期 (平成23年 4月1日から 平成24年 3月31日まで) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		別途積立金	
資本金		当期首残高	102,780
当期首残高	12,089	当期変動額	
当期変動額		当期変動額合計	—
当期変動額合計	—	当期末残高	102,780
当期末残高	12,089	繰越利益剰余金	
資本剰余金		当期首残高	3,221
資本準備金		当期変動額	
当期首残高	4,811	剰余金の配当	△1,104
当期変動額		固定資産圧縮積立金の積立	△121
当期変動額合計	—	固定資産圧縮積立金の取崩	48
当期末残高	4,811	当期純利益	4,886
資本剰余金合計		自己株式の処分	△0
当期首残高	4,811	当期変動額合計	3,707
当期変動額		当期末残高	6,928
当期変動額合計	—	利益剰余金合計	
当期末残高	4,811	当期首残高	114,123
利益剰余金		当期変動額	
利益準備金		剰余金の配当	△1,104
当期首残高	7,278	固定資産圧縮積立金の積立	—
当期変動額		固定資産圧縮積立金の取崩	—
当期変動額合計	—	当期純利益	4,886
当期末残高	7,278	自己株式の処分	△0
その他利益剰余金		当期変動額合計	3,781
固定資産圧縮積立金		当期末残高	117,905
当期首残高	844	自己株式	
当期変動額		当期首残高	△3,980
固定資産圧縮積立金の積立	121	当期変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	△48	自己株式の取得	△138
当期変動額合計	73	自己株式の処分	1
当期末残高	917	当期変動額合計	△137
		当期末残高	△4,117

(単位：百万円)

科 目	金 額
株主資本合計	
当期首残高	127,044
当期変動額	
剰余金の配当	△1,104
当期純利益	4,886
自己株式の取得	△138
自己株式の処分	0
当期変動額合計	3,644
当期末残高	130,688
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	8,614
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,286
当期変動額合計	7,286
当期末残高	15,900
繰延ヘッジ損益	
当期首残高	4
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△261
当期変動額合計	△261
当期末残高	△256
評価・換算差額等合計	
当期首残高	8,618
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,025
当期変動額合計	7,025
当期末残高	15,644

科 目	金 額
純資産合計	
当期首残高	135,662
当期変動額	
剰余金の配当	△1,104
当期純利益	4,886
自己株式の取得	△138
自己株式の処分	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7,025
当期変動額合計	10,669
当期末残高	146,332

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準および評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式および関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～30年
その他 3年～20年
 - (2) 無形固定資産
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(6) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(7) 災害損失引当金

東日本大震災により、被災した資産の撤去費用および原状回復費用等に備えるため、当事業年度末以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

9. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

追加情報

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式総額 13百万円
2. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に50,000百万円含まれております。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,016百万円、延滞債権額は43,523百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は364百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,108百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は55,013百万円であります。
 なお、上記3.から6.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
7. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,034百万円であります。
8. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 159,791百万円 |
| その他資産 | 71百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 21,958百万円 |
| コールマネー | 5,000百万円 |
| 借入金 | 16,770百万円 |
- 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券57,601百万円およびその他資産3百万円を差し入れております。
 また、その他の資産のうち保証金は116百万円および敷金は152百万円であります。

9. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、644,276百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが624,063百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

- | | |
|---|-----------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 37,475百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,045百万円 |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。 | |
| 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,693百万円であります。 | |
| 14. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機および車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 15. 関係会社に対する金銭債権総額 | 2,677百万円 |
| 16. 関係会社に対する金銭債務総額 | 2,472百万円 |

(損益計算書関係)

- | | |
|--|--------|
| 1. 関係会社との取引による収益 | |
| 資金運用取引に係る収益総額 | 37百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 23百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 25百万円 |
| 関係会社との取引による費用 | |
| 資金調達取引に係る費用総額 | 1百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 323百万円 |
| その他の取引に係る費用総額 | 816百万円 |
| 2. 「その他の経常収益」には、信託受益権の償還益316百万円を含んでおります。 | |

3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下および地価の下落等により、以下の資産14か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額81百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗 1 か所	土地および建物	1 百万円 (うち土地 0 百万円) (うち建物 0 百万円)
遊休資産	岩手県内	遊休土地 11 か所	土地	56 百万円
遊休資産	青森県内	遊休土地 1 か所	土地	1 百万円
遊休資産	宮城県内	遊休土地 1 か所	土地	23 百万円
合計				81 百万円 (うち土地 81 百万円) (うち建物 0 百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	693	42	0	736	注1、2
合計	693	42	0	736	

注1 普通株式の自己株式の増加42千株のうち41千株は、定款の定めによる取締役会決議により買い受けしたことによる増加であり、0千株は単元未満株式の買取による増加であります。

注2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 満期保有目的の債券（平成24年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照 表計上額を超え るもの	国債	12,967	13,240	272
	社債	3,278	3,393	114
	その他	6,308	6,494	185
	小計	22,555	23,128	573
時価が貸借対照 表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	社債	2,396	2,333	△62
	その他	7,849	7,697	△151
	小計	10,245	10,030	△214
合計		32,800	33,159	358

2. 子会社・子法人等株式および関連法人等株式（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式および関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	10
関連法人等株式	3
合計	13

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社・子法人等株式および関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券（平成24年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	18,436	11,567	6,868
	債券	932,730	910,022	22,707
	国債	361,678	352,485	9,192
	地方債	238,047	230,938	7,108
	社債	333,005	326,598	6,406
	その他	34,929	34,523	405
	小計	986,095	956,114	29,981
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	9,141	10,476	△1,335
	債券	28,436	28,631	△194
	国債	11,957	11,981	△24
	地方債	1,813	1,814	△0
	社債	14,665	14,836	△170
	その他	64,606	68,381	△3,774
	小計	102,184	107,489	△5,304
合計		1,088,280	1,063,603	24,676

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	1,119
その他	707
合計	1,826

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	1,121	29	444
債券	88,952	1,362	326
国債	70,674	548	－
地方債	9,018	616	－
社債	9,259	197	326
その他	2,889	－	805
合計	92,964	1,392	1,576

5. 保有目的を変更した有価証券

当事業年度中に、満期保有目的の債券11百万円の保有目的を信用事由悪化の理由により変更し、その他有価証券に区分しております。

6. 減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落等しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められる場合を除き、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、686百万円（うち、株式686百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、（1）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合、（2）個々の銘柄の有価証券の事業年度末日における時価が、取得原価に比べて30%以上50%未満の範囲で下落した場合で、次の基準に該当する場合であります。

（1）株式

- ① 時価が事業年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上している場合
- ③ 事業年度末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（2）投資信託

- ① 時価が事業年度末日以前1年間にわたり、取得原価に対し一度も70%超の水準まで回復していない場合
- ② 事業年度末日時点において、「資金証券業務運用基準」によるロスカット・ルールに定める損切り水準に達している場合

（3）債券および信託受益権

取得時に比べて取得格付けが2ランク以上下落した場合や、BB格以下となった場合等、信用状態の著しい低下があったと判断される場合

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（平成24年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	994	—

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	5,445百万円
退職給付引当金	3,337
減価償却費	1,374
有価証券	737
その他	1,579
繰延税金資産小計	12,475
評価性引当額	△1,462
繰延税金資産合計	11,012
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△8,775
固定資産圧縮積立金	△508
その他	△0
繰延税金負債合計	△9,283
繰延税金資産の純額	1,728百万円

2. 「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号) および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号) が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.2%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。この税率変更により主に、繰延税金資産は104百万円、その他有価証券評価差額金は1,098百万円、法人税等調整額は975百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,969円40銭
1株当たりの当期純利益金額	265円67銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	247円59銭

第130期末 (平成24年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	293,154	預 金	2,584,818
コールローン及び買入手形	225,000	譲 渡 性 預 金	370,933
買入金銭債権	14,689	コールマネー及び売渡手形	5,000
金銭の信託	994	借 用 金	26,998
有 価 証 券	1,109,080	新株予約権付社債	10,450
貸 出 金	1,518,340	そ の 他 負 債	16,029
外 国 為 替	1,335	役員賞与引当金	28
そ の 他 資 産	7,217	退職給付引当金	9,355
有形固定資産	16,054	役員退職慰労引当金	418
建 物	5,293	睡眠預金払戻損失引当金	184
土 地	8,520	偶発損失引当金	237
建設仮勘定	337	災害損失引当金	104
その他の有形固定資産	1,902	支 払 承 諾	5,613
無形固定資産	961		
ソフトウェア	841	負債の部合計	3,030,173
その他の無形固定資産	119	(純資産の部)	
繰延税金資産	1,737	資 本 金	12,089
支払承諾見返	5,613	資本剰余金	4,811
貸倒引当金	△17,171	利益剰余金	118,407
		自 己 株 式	△4,122
		株 主 資 本 合 計	131,186
		その他の有価証券評価差額金	15,904
		繰延ヘッジ損益	△256
		その他の包括利益累計額合計	15,648
		純資産の部合計	146,834
資産の部合計	3,177,007	負債及び純資産の部合計	3,177,007

第130期 (平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常収益	45,914	特別利益	146
資金運用収益	36,884	固定資産処分益	146
貸出金利息	23,071	特別損失	256
有価証券利息配当金	13,335	固定資産処分損	174
コールローン利息	204	減損損失	81
及び買入手形利息	106	税金等調整前当期純利益	9,898
預け金利息	166	法人税、住民税及び事業税	4,020
その他の受入利息	6,153	法人税等調整額	972
役員取引等収益	1,562	法人税等合計	4,992
その他業務収益	1,314	少数株主損益調整前当期純利益	4,906
その他経常収益	1,314	少数株主利益	—
経常費用	35,905	当期純利益	4,906
資金調達費用	2,265		
預金利息	1,644		
譲渡性預金利息	70		
コールマネー利息	7		
及び売渡手形利息	0		
債券貸借取引支払利息	55		
借入金利息	231		
社債利息	257		
その他の支払利息	2,469		
役員取引等費用	636		
その他業務費用	27,257		
営業経費	3,276		
その他経常費用	1,260		
貸倒引当金繰入額	2,015		
その他の経常費用	10,008		
経常利益			

第130期 (平成23年 4月1日から 平成24年 3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
株主資本		その他の包括利益累計額	
資本金		その他有価証券評価差額金	
当期首残高	12,089	当期首残高	8,616
当期変動額		当期変動額	
当期変動額合計	—	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7,287
当期末残高	12,089	当期変動額合計	7,287
資本剰余金		当期末残高	15,904
当期首残高	4,811	繰延ヘッジ損益	
当期変動額		当期首残高	4
当期変動額合計	—	当期変動額	
当期末残高	4,811	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△261
利益剰余金		当期変動額合計	△261
当期首残高	114,605	当期末残高	△256
当期変動額		その他の包括利益累計額合計	
剰余金の配当	△1,104	当期首残高	8,621
当期純利益	4,906	当期変動額	
自己株式の処分	△0	株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7,026
当期変動額合計	3,801	当期変動額合計	7,026
当期末残高	118,407	当期末残高	15,648
自己株式		純資産合計	
当期首残高	△3,985	当期首残高	136,143
当期変動額		当期変動額	
自己株式の取得	△138	剰余金の配当	△1,104
自己株式の処分	1	当期純利益	4,906
当期変動額合計	△137	自己株式の取得	△138
当期末残高	△4,122	自己株式の処分	0
株主資本合計		株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	7,026
当期首残高	127,521	当期変動額合計	10,691
当期変動額		当期末残高	146,834
剰余金の配当	△1,104		
当期純利益	4,906		
自己株式の取得	△138		
自己株式の処分	0		
当期変動額合計	3,664		
当期末残高	131,186		

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等および関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項および銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項
連結される子会社および子法人等 1社
会社名
いわぎんビジネスサービス株式会社
2. 持分法の適用に関する事項
持分法適用の関連法人等 3社
会社名
いわぎんリース・データ株式会社
株式会社いわぎんディーシーカード
株式会社いわぎんクレジットサービス

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計処理基準に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準および評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準および評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 3年～30年
その他 3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引き当てております。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

6. 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

7. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。

8. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

9. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

10. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度対象債権に対する将来の負担金の支払いに備えるため、債務者区分毎の代位弁済実績率を基礎に算出した予想損失率に基づき、将来の負担金支払見込額を計上しております。

11. 災害損失引当金の計上基準

東日本大震災により、被災した資産の撤去費用および原状回復費用等に備えるため、当連結会計年度末以降に発生が見込まれる費用の見積額を計上しております。

12. 外貨建資産・負債の換算基準
外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
13. リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
14. 重要なヘッジ会計の方法
 - (1) 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
 - (2) 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引および為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
 - (3) 一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
15. 消費税等の会計処理
当行ならびに連結子会社の消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

（連結貸借対照表関係）

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に50,000百万円含まれております。

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,016百万円、延滞債権額は43,523百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は364百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,108百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は55,013百万円であります。
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形および買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、5,034百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | |
|---------------|------------|
| 担保に供している資産 | |
| 有価証券 | 159,791百万円 |
| その他資産 | 71百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | |
| 預金 | 21,958百万円 |
| コールマネーおよび売渡手形 | 5,000百万円 |
| 借入金 | 16,770百万円 |
- 上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券57,601百万円およびその他資産3百万円を差し入れております。
- また、その他資産のうち保証金は116百万円、敷金は152百万円であります。
8. 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、644,276百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが624,063百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時に必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 37,475百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,045百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金10,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は2,693百万円であります。
13. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機および車輛の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、信託受益権の償還益316百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、株式等売却損1,075百万円、株式等償却697百万円を含んでおります。
3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下および地価の下落等により、以下の資産14か所の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額81百万円を「減損損失」として特別損失に計上しております。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失
稼働資産	岩手県内	営業店舗1か所	土地および建物	1百万円 (うち土地 0百万円) (うち建物 0百万円)
遊休資産	岩手県内	遊休土地11か所	土 地	56百万円
遊休資産	青森県内	遊休土地1か所	土 地	1百万円
遊休資産	宮城県内	遊休土地1か所	土 地	23百万円
合 計				81百万円 (うち土地 81百万円) (うち建物 0百万円)

当行は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として「不動産鑑定評価基準」（国土交通省 平成14年7月3日改正）に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に基づき減価償却累計額を直接控除により表示しているため、減損損失累計額につきましては、各資産の金額から直接控除しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結 会計年度期首 株式数	当連結 会計年度 増加株式数	当連結 会計年度 減少株式数	当連結 会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	19,097	—	—	19,097	
合計	19,097	—	—	19,097	
自己株式					
普通株式	696	42	0	738	注1、2
合計	696	42	0	738	

注1 普通株式の自己株式の増加42千株のうち41千株は、定款の定めによる取締役会決議により買い受けしたことによる増加であり、0千株は単元未満株式の買取による増加であります。

注2 普通株式の自己株式の減少は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	552百万円	30円	平成23年3月31日	平成23年6月27日
平成23年11月11日 取締役会	普通株式	552百万円	30円	平成23年9月30日	平成23年12月9日
合計		1,104百万円			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

平成24年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|-------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 550百万円 |
| ② 1株当たりの配当額 | 30円 |
| ③ 基準日 | 平成24年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成24年6月25日 |

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務等、主として銀行業務を中心に金融サービスに係る事業を行っております。

当行グループが主たる事業とする銀行業務においては、預金やコールマネー等による資金調達を行う一方で、貸出金や有価証券投資による資金運用を行っております。よって、当行グループの金融資産および金融負債は金利変動の影響を受けやすいことから、金融市場環境の変化によって損失を被る市場リスク（金利リスクや価格変動リスク等）を有しているほか、資金繰りに困難が生じるリスクも有しております。

このため、資産・負債の状況と金融市場等の動向を踏まえ、資金繰りや投資方針に合わせて、収益とリスクのバランスを適切にコントロールするための「資産・負債の総合管理（ALM）」を行っており、その一環としてデリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の企業および個人に対する貸出金や投資有価証券であります。

貸出金は、信用供与先の債務不履行による貸倒発生等の信用リスクに晒されております。当期の連結決算日現在における業種別の貸出金構成比では、個人が最も多く、次いで地方公共団体、製造業、卸・小売業などとなっております。概ね各業種に分散されております。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、純投資目的、満期保有目的および事業推進目的で保有しているほか、商品有価証券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利リスクおよび市場価格の変動リスク等に晒されております。

預金や社債、コールマネー等の負債は、資産との金利または期間のミスマッチによる金利の変動リスクを有しております。また、予期せぬ資金の流出等により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被る資金繰りリスクを有しているほか、市場全体の信用収縮等の混乱により、必要な資金が調達できなくなったり、当行グループの信用力によっては通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被る市場流動性リスクを有しております。

デリバティブ取引には、ALMの一環として行っている金利スワップ取引があります。当行グループでは、これをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に関わる金利の変動リスクに対してヘッジ会計を適用しております。これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。

このほか、金利スワップ取引をヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金ならびに債券に金利スワップの特例処理を行っているものがあります。一部ヘッジ会計の要件を満たしていない取引は、金利の変動リスクに晒されております。

なお、連結子会社では、預金および譲渡性預金を除き、有価証券等の金融資産は保有していないほか、借入金等もございません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、融資事務および信用リスク管理に関する内部規程に従い、貸出金等について個別案件ごとの与信審査、融資条件の決定、また信用供与先ごとに内部格付、与信限度額、問題債権への対応などの与信管理体制を整備し運用しております。

これらの与信管理は、各営業部店のほか審査部、融資管理部により行われ、定期的に取り締役会へ付議・報告を行っております。また、行内格付や貸出金ポートフォリオのモニタリングを行い、信用リスク定量化結果とともに四半期毎に信用リスク委員会へ報告しております。さらに、与信管理の状況については、行内の監査部門による厳正なチェック体制を構築しております。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティリスクに関しては、市場金融部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当行グループではALMによって金利の変動リスクを管理しており、資金運用会議や金利検討部会における協議を踏まえ、ALM委員会において、その実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。具体的には、ギャップ分析や金利感応度分析を基本とし、BPV（ベース・ポイント・バリュエー）、VaR（バリュエー・アット・リスク）等の手法を用いてモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会に報告しております。なお、ALMの一環として、金利リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、通貨スワップ取引および為替スワップ取引等を利用しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券投資に係る価格変動リスクについては、市場関連リスク管理規程に基づき、一定の保有期間と信頼区間に基づくVaRを日次で計測し、そのリスク量が自己資本の一定額に収まっているかを把握し管理しております。また、半期毎に総合損益ベースならびに実現損益ベースの損失限度額と投資限度額を定めており、日次でそれぞれの計測を行い管理しております。これらの情報はリスク管理部を通じて、経営者に対し日次で報告しております。

市場金融部における有価証券投資については、資金証券業務運用基準ならびに投資基本方針に定める投資対象ならびに投資ガイドラインに基づき行われており、投資後の継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、市場環境や投資状況については、リスク管理部を通じて、経営者に対し定期的に報告しております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、ヘッジ取引取扱規程ならびに資金証券業務運用基準において、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理について担当する部門と役割を明確に定め、内部牽制を確立のうえ実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

(ア) 市場運用部門の金融商品

当行グループでは、債券、株式等の保有する有価証券 V a R 算定にあたり、分散・共分散法を採用しております。算定にあたってのパラメータは、次のとおりです。

	保有期間	信頼区間	観測期間
債券 (投資勘定)	3 カ月	99%	1 年
純投資株式	3 カ月	99%	1 年
政策投資株式	6 カ月	99%	1 年
投資信託	3 カ月	99%	1 年

平成24年3月31日現在で、当行の市場運用部門における市場リスク量 (損失額の推計値) は、全体で13,014百万円です。

なお、当行グループでは、モデルが算出する V a R と実際の損益を比較するバックテストを実施しております。平成23年度に関して保有期間1日の V a R を用いて実施したバックテストの結果、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

(イ) 預金、貸出金等の金融商品

当行グループでは、預金、貸出金等の V a R 算定にあたり、分散・共分散法 (保有期間6カ月、信頼区間99%、観測期間1年) を採用しております。

平成24年3月31日現在で、当行グループの預金、貸出金等の金利リスク量 (損失額の推計値) は、全体で5,210百万円です。

算定にあたっては、対象の金融資産と金融負債を金利満期日に応じて適切な期間に割り振ったキャッシュ・フローと、期間毎の金利変動幅を用いております。ただし、V a R は、過去の金利変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率下での金利リスク量を計測しており、合理的な想定幅を超える変動が生じた場合には算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループにおける流動性リスク管理は、資金繰りリスク管理規程において定量的な基準に基づき判定される状況別の管理手続きを定めており、適切に全体の資金繰り管理を行っております。また、半期毎に支払準備額の下限値を定め、日次でモニタリングを行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	293,154	293,154	－
(2) コールローン及び買入手形	225,000	225,000	－
(3) 買入金銭債権	14,689	14,723	33
(4) 金銭の信託	994	994	－
(5) 有価証券			
満期保有目的の債券	18,642	18,967	324
その他有価証券	1,088,280	1,088,280	－
(6) 貸出金	1,518,340		
貸倒引当金（※1）	△16,528		
	1,501,812	1,509,186	7,374
資産計	3,142,573	3,150,306	7,732
(1) 預金	2,584,818	2,585,423	605
(2) 譲渡性預金	370,933	370,947	13
(3) コールマネー及び売渡手形	5,000	5,000	－
(4) 借入金	26,998	26,949	△49
(5) 新株予約権付社債	10,450	10,293	△156
負債計	2,998,200	2,998,613	412
デリバティブ取引（※2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(74)	(74)	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(398)	(593)	(195)
デリバティブ取引計	(472)	(668)	(195)

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引および特例処理を適用しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローンおよび買入手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 買入金銭債権

買入金銭債権のうち、発行期間が1年未満の信託受益権ならびにクレジット買入金銭債権については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、買入金銭債権のうち発行期間が1年以上のものについては、業者による評価とし、証券会社、銀行等の店頭において成立する価格（気配値を含む）を時価としております。

(4) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。私募債は、割引現在価値とし、対象金融資産から発生する将来キャッシュ・フローを割り引いて算定しております。

(6) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類および内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合などに想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、および (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネーおよび売渡手形

約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 借入金

借入期間に基づく区分ごとに、新規に借入を行った場合に想定される適用金利で割引いた現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 新株予約権付社債

当行の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）、通貨関連取引（為替予約取引）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産 (5) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	1,449
② 組合出資金等(※3)	707
合 計	2,157

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金等については、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されていることなどから時価開示の対象とはしておりません。

(税効果会計関係)

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号) および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号) が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、当行の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.2%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については37.7%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.3%となります。この税率変更により主に、繰延税金資産は103百万円、その他有価証券評価差額金は1,098百万円、法人税等調整額は976百万円それぞれ増加しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	7,997円65銭
1株当たりの当期純利益金額	266円79銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	248円64銭

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 今野利明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村始史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田孝行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

株式会社 岩手銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 今野利明 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥村始史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田孝行 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社岩手銀行の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社岩手銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第130期事業年度の取締役の職務の執行に関し、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査の計画等に従い、取締役、内部監査部門その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及び附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成24年5月10日

株式会社 岩手銀行 監査役会

常勤監査役 成 田 行 穂 ㊟

常勤監査役 竹 内 重 徳 ㊟

(社外監査役)

社外監査役 畑 山 尚 三 ㊟

社外監査役 安 達 孝 一 ㊟

以 上

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによりのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。）
※ 「iモード」は㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI㈱、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
- (2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主さまのインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。
- (4) インターネットによる議決権行使は、平成24年6月21日（木曜日）の午後5時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

- (1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 株主さま以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- (3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電 話 0120-173-027（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

以 上

株主総会会場ご案内略図

会場 岩手県盛岡市中央通一丁目2番3号
岩手銀行本店9階会議室
電話 (019) 623-1111 (代表)



信頼の、さらにその先へ。

 **岩手銀行**
The Bank of Iwate, Ltd.

UD
FONT
by MORISAWA